

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項第二号に掲げる者（資金供給等事業を行う者）に対する出資に関する認可基準

文部科学大臣決定 平成31年4月22日  
一部改定 令和3年9月29日

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第二項の規定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を実施するため、研究開発法人の出資に関する認可基準及び認可申請書の様式等を次のように定める。

第一条 文部科学大臣は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

一 出資の相手方に関すること。

イ 出資の相手方が、法第三十四条の六第一項第二号に規定する資金供給等事業（以下「資金供給等事業」という。）を行う者（（1）又は（2）のいずれかに該当するものに限る。以下「資金供給等事業者」という。）であつて、出資を行おうとする研究開発法人と連携関係のあるものであること。

（1）資金供給等事業者が法人である場合にあつては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

（i）株式会社であること。

（ii）当該法人の役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。（iii）を除き、以下同じ。）及び（iv）（イ）に規定する合議制の機関の構成員が、資金供給等事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。

（iii）当該法人の役員のうち一名以上が関係研究開発法人役職員（資金供給等事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる研究開発法人の役員（独立行政法人通則法（平成十五年法律第

百十二号) 第十八条に規定する役員をいう。) 又は職員その他これらに類する者をいう。以下同じ。) 以外の者である社外取締役(会社法(平成十七年法律第八十六号) 第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。) であること。

- (iv) 法第三十四条の四第一項に規定する成果活用事業者に対する資金供給等事業による支援の実施に当たり、次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
    - (イ) 支援の対象となる成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関(その構成員の三分の二以上が関係研究開発法人役員以外のものであり、かつ、その構成員に(iii)に規定する社外取締役が一名以上含まれているものに限る。)
    - (ロ) 役員及び(イ)に規定する合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
    - (ハ) 技術に関する研究開発の成果に通じ、事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
  - (二) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、当該法人の役員若しくは使用人の賞与等を支援の対象となる成果活用事業者の業績と連動させること又は当該法人の役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
  - (ホ) 資金供給等事業が研究開発法人における技術に関する研究開発の成果の活用と当該研究開発法人における研究の進展に資するものであることに鑑み、成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、国及び当該研究開発法人との間で意見交換を密接に行う体制
- (v) 当該法人が次のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下この(イ)において「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) がその事業活動を支配するもの
  - (ロ) 法若しくは金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。) に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

- (vi) 当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと
  - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
  - (ロ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - (ハ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (二) 暴力団員等
- (2) 資金供給等事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当するものであること。
  - (i) 株式会社が当該投資事業有限責任組合を構成する無限責任組合員として業務を執行するものであること。
  - (ii) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる株式会社（以下「業務執行法人」という。）の役員及び支援・投資委員会（支援の対象となる成果活用事業者及び当該支援の内容を決定する合議制の機関をいう。（iv）（イ）及び（ロ）において同じ。）の構成員が、資金供給等事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。
  - (iii) 業務執行法人の役員のうち一名以上が関係研究開発法人役職員以外の者である社外取締役であること。
  - (iv) 成果活用事業者に対する支援の実施に当たり、業務執行法人において次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
    - (イ) 支援・投資委員会（その構成員の三分の二以上が関係研究開発法人役職員以外の者であり、かつ、その構成員に（iii）に規定する社外取締役が一名以上含まれているものに限る。）
    - (ロ) 役員及び支援・投資委員会の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
    - (ハ) 技術に関する研究開発の成果に通じ、事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
- (二) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、当該業務執行法人の役員若しくは使用人の賞与等をその支援の対象となる成果活用事業者の業績と連動させること又は当該業務執行法人の役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該業務執行法人の

- 役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
- (ホ) 資金供給等事業が研究開発法人における技術に関する研究開発の成果の活用と当該研究開発法人における研究の進展に資するものであることに鑑み、成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、国との間で意見交換を密接に行う体制
  - (v) 当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、支援担当者（業務執行法人の役員又は使用人であつて、当該投資事業有限責任組合における支援を主として行う者をいう。）の氏名及び当該支援担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
  - (vi) 業務執行法人が次のいずれにも該当しないこと
    - (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
    - (ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
    - (ハ) その役員のうち（１）（vi）（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する者があるもの
  - (vii) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと
    - (イ) 暴力団員等
    - (ロ) 法人でその役員のうち（イ）に該当する者があるもの
    - (ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ロ 次に掲げる実施方法及び配慮すべき事項に基づき資金供給等事業を実施すること。
- (1) 資金供給等事業において支援の対象とする成果活用事業者の事業活動が、次に掲げる要件を満たすものであること。
    - (i) 研究開発法人の研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出に寄与するものであること。
    - (ii) 資金供給等事業者が保有する成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が見込まれるものであること。
  - (2) 資金供給等事業者は、資金供給等事業が研究開発法人における研究開発の成果を効率的に社会に還元するものであることに鑑み、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように配慮するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な資金供給等事業に対し、率先して支援を行うものであること。また、必要に応じて類似の民間事業者等と協力して当該事業を行うこと。

- (3) 中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをすることのないよう配慮すること。
  - (4) 資金供給等事業者は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって資金供給等事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。
  - (5) 資金供給等事業者は、資金供給等事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役員を一名以上確保することとする。また、当該事業に関する能力があると考えられる人材を配置するよう努めること。
  - (6) 資金供給等事業者は、資金供給等事業以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、資金供給等事業に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分するなど資金供給等事業に係る経理を明確化すること。
  - (7) 資金供給等事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の存続期間の満了時において、当該投資事業有限責任組合が行う資金供給の総額に占める成果活用事業者に対する資金供給の割合が、当該研究開発法人による出資及びそれ以外の者による出融資の総額に占める当該研究開発法人による出資の額の割合以上であること。
- ハ 出資を受けようとする資金供給等事業者が、第三条第一号及び第二号に掲げる書類を出資を行おうとする研究開発法人に提出していること。
- ニ 資金供給等事業者が出資を受けようとする年度の前年度までの当該資金供給等事業者の累積損益が黒字等であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。
- (1) 合理的な期間のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。
  - (2) 資金供給等事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。
  - (3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。
- ホ 出資を受けようとする資金供給等事業者が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがなく、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ヘ 出資を受けようとする資金供給等事業者が株式会社である場合にあっては、研究開発法人が当該株式会社の議決権の総数の三分の二以上の数の議決権を保有すること。

- 二 出資を行おうとする研究開発法人に関すること。
- イ 出資の財源については、出資を行おうとする研究開発法人の自己収入（※）をその原資とすることを基本とすること。
- ※国民負担に帰さない収益（運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等以外の収益）。具体的には、寄附金、特許料収入、受託収入、財務収益（運営費交付金の財務収益等国費由来のものは除く）、雑収益（運営費交付金で購入した物品の売却益等国費由来のものは除く）等。
- ロ 出資に当たって、役員会（これに準ずる機関を含む。以下同じ。）の審議及びその他所要の手續（以下「役員会の審議等」という。）を経ていること。その際には、役員会の審議等の記録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。
- ハ 役員会の審議その他の手續を経る際に、出資の相手方となる資金供給等事業者の関係者が当該役員会の審議等における意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。
- ニ 研究開発法人が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、当該研究開発法人の所要の手續を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。
- ホ 研究開発法人が資金供給等事業者に対する出資を行うに当たっては、研究開発法人において出資事業に関係する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、組織的な体制が構築されているとともに、外部有識者により構成される委員会（ただし、当該委員会に、出資を行おうとする研究開発法人の役職員一名を置くことができる。）による審議を経て、当該資金供給等事業者による資金供給等事業の実施状況を定期的に把握し評価する体制が構築されていること。
- 三 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。
- イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ロ 研究開発法人が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。
- ニ 研究開発法人が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。

第二条 文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十二号）第二条第一項に規定する申請書の様式は別記様式のとおりとする。

第三条 前条の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 申請者である研究開発法人（以下「申請者」という。）が資金供給等事業を実施する法人（資金供給等事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「出資先法人」という。）に対して出資を行おうとする場合 次に掲げる書類

イ 出資先法人の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該法人が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

ロ 出資先法人の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの。）

ハ 出資先法人の役員（資金供給等事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあつては、当該法人の役員になろうとする者。ルにおいて同じ。）が資金供給等事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類

ニ 出資先法人が資金供給等事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類

ホ 出資先法人に対する法第三十四条の六の規定による資金供給等事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と申請者との間の連携協力体制を説明する書類

ヘ 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）又は（２）に定める書類

（１）出資先法人が資金供給等事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。次号へ（１）において同じ。）を必要とする場合 当該許認可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類

（２）出資先法人が資金供給等事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。次号へ（２）において同じ。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

ト 出資先法人が実施する資金供給等事業の収益の目標を定める書類

チ 出資先法人が支援を行う対象となる成果活用事業者及び当該支援の内

- 容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類
- リ 出資先法人が資金供給等事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- ヌ 出資先法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類
- (1) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
  - (2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
- ル 出資先法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - (3) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - (4) 暴力団員等
- ヲ 出資先法人が株式会社にあつては当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社にあつては申請者の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をする権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録
- 二 申請者が資金供給等事業を実施する投資事業有限責任組合(資金供給等事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする者(ロ及びルにおいて「組合成立予定者」という。)である場合を含む。以下「出資先組合」という。)に対して出資を行おうとする場合 次に掲げる書類
- イ 出資先組合の組合契約書の写し又はこれに準ずるもの及び当該組合が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書
- ロ 出資先組合及びその無限責任組合員たる法人(組合成立予定者である場合にあつては、当該組合の無限責任組合員になろうとする法人。以下この号において同じ。)の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの。)
- ハ 出資先組合及びその無限責任組合員たる法人の役員が資金供給等事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類
- ニ 出資先組合の無限責任組合員たる法人が資金供給等事業を円滑かつ確



実に実施することができる体制を有することを証する書類

ホ 出資先組合に対する法第三十四条の六の規定による資金供給等事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該組合と申請者との間の連携協力体制を説明する書類

ヘ 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）又は（２）に定める書類

（１）出資先組合が資金供給等事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合 当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

（２）出資先組合が資金供給等事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

ト 出資先組合が実施する資金供給等事業の収益の目標を定める書類

チ 出資先組合が支援を行う対象となる成果活用事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類

リ 出資先組合が資金供給等事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

ヌ 出資先組合の無限責任組合員たる法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類

（１）暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（２）法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

（３）その役員のうち前号ル（１）から（４）までのうちいずれかに該当する者があるもの

ル 出資先組合の有限責任組合員（出資先組合が投資事業有限責任組合を成立させようとする者である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員になろうとする者。）が次のいずれにも該当しないことを証する書類

（１）暴力団員等

（２）法人であつて、その役員のうち（１）に該当する者があるもの

（３）暴力団員等がその事業活動を支配するもの

三 当該出資に係る研究開発法人の役員会等の審議の記録

附 則

この決定は、公布の日から実施する。

別記様式

出資に係る認可申請書

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第二項の規定に基づき、下記の計画について認可を受けたいので、申請します。

記

1. 資金供給等事業を実施する者に関する事項
2. 資金供給等事業者が行う事業の内容及び実施時期
3. 資金供給等事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
4. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）
5. 出資を行おうとする時期
6. 出資を必要とする理由
7. 出資の認可の申請に係る手続きについて
8. 資金供給等事業者が行う事業が適正に執行されるよう、研究開発法人がとる措置
9. 株式等について
  - (1) 取得予定の出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
  - (2) 取得予定株式の種類、種類ごとの数及び議決権の状況
  - (3) 研究開発法人の取得予定の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合（設立中の法人については発行予定株式数の総数又は

予定される資本に占める割合)

- (4) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
- (5) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式の種類、種類ごとの数及び現在の議決権の状況
- (6) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合

**【連絡先】**

担当者名

電話番号

(備考) 用紙の大きさはA4とする。

(記載要領)

(1) 「1. 資金供給等事業を実施する者に関する事項」には次に掲げる事項を記入すること。(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人についても、同様の書類を提出するものとする。)

名称、所在地(※1)、代表者、連絡先、設立年月日(予定年月日)、資本金又は出資金、出資者及びそれぞれの持株数又は持分口数、議決権等の構成(※2)、役職員の構成(※3)、組織図、役職員数、役職員の業績評価の基準及び報酬の水準

※1 資金供給等事業を実施する者の本拠となる場所の住所を記載するものとする。

・出資先が法人である場合(出資先が資金供給等事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。※2において同じ。)にあっては、当該法人の主たる事務所の住所を記載する。

・出資先が投資事業有限責任組合である場合(出資先が資金供給等事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする者である場合を含む。※2において同じ。)にあっては、当該投資事業有限責任組合の事務所の住所を記載する。

※2 資金供給等事業を実施する者における資本等の構成を記載するものとする。

・出資先が法人である場合にあっては、研究開発法人その他出資者が当該法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。

・出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、研究開発法人その他出資者が当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。

※3 常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する。また、役員の経歴及び当該役員が成果活用事業者に対する支援の実施に必要な知識、能力及び実

績を有することを説明する資料を添付する。

(2)「2. 資金供給等事業の内容及び実施」には次の①から④に掲げる事項を記入すること。

- ①資金供給等事業による支援の対象とする事業の内容、業種、事業の成長段階
- ②支援先の成果活用事業者に対して実施する予定の助言、資金供給その他の支援の内容
- ③その他資金供給等事業の実施方法
- ④資金供給等事業の実施時期

(3)「3. 資金供給等事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」には、資金供給等事業の実施に必要な資金の額、その根拠、資金調達を行う時期、出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを記載する。

(4)「4. 出資に係る財産の内容及び評価額(財源)」には、現物出資の場合は、その評価額及び評価額の算定根拠を記入すること。必要であれば参考資料を添付すること。また、出資を行う財源についても記入すること。【例(寄附金、受託研究の間接経費、剰余金)】

(5)「6. 出資を必要とする理由」には、出資先において、前年度までの累積損益が赤字である場合は、出資先の累積損益の改善見込み及び今後の事業計画において研究開発法人が当該出資先に出資する必要性を記載すること。

(6)「7. 出資の認可の申請に係る手続きについて」には、研究開発法人の手続きの経過を記載すること。出資の相手先の関係者が手続きに関与した場合は、必ずその詳細を記入すること。

(7)「8. 資金供給等事業者が行う事業が適正に執行されるよう、研究開発法人がとる措置」については、第一条第二号ホに掲げる事項に係ることについて記入すること。

また、①関係部局の役割分担、②外部有識者等の助言を得つつ、資金供給等事業の実施に関する状況を定期的に把握し評価する体制(外部有識者の名簿・略歴を含む)について記入すること。

(8)「9. (2) 取得予定株式の種類、種類ごとの数及び議決権の状況」には、取得予定株式の取得後における研究開発法人に係る出資先の議決権の状況が明瞭になるように、取得予定の株式に劣後株等が含まれる場合は、株式の種類、種類ごとの数及び議決権の状況を記入すること。

(9)「9. (5) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式の種類、種類ごとの数及び現在の議決権の状況」には、既に株式を所有している場合は、所有している株式(劣後株が含まれる等)の種類、種類ごとの数及び現在の議決権の状況を記入すること。